

高麗官僚制度の概観

——外官への例調を中心に——

矢 木 毅

はじめに

- 一 科 舉
 - 二 恩 蔭、胥 吏
 - 三 初 任 州 縣 官
 - 四 參 外 官、常 參 官
- お わ り に

は じ め に

115

良きにつけ悪しきにつけ、高麗時代の研究は『高麗史』という書物の性格に大きく規定されている。従って高麗時代の研究は、まず『高麗史』という書物の限界を知るところから始まらなければならない。たとえば高麗の官僚制度について一通りの知識を求めようとすれば、だれしもまず『高麗史』百官志その他に目を通すことだろう。ところがこの百官志——高麗五百年、歴代官制の沿革を敘述する——というものも、實は高麗最末期、恭讓朝の官制を基準にして編纂されているという点で、ひとつの限界を持つている。たとえば御史臺を司憲府、閤門を通禮門と呼ぶその篇目からも、事的一端は窺うことができるだろう。もちろん『高麗史』編纂者——李氏朝鮮——の立場からいえば、それも當然の態度には違

ないが、逆に近代歴史學の立場からいえば、これは本質的に李朝前史的な偏向ないし限界を持った書物であることに注意しておかなければならない。

こうした事態のありようは、わけでも高麗時代の研究に、ある獨特の困難を與えているように思われる。庚寅（毅宗二十四年）、癸巳（明宗三年）、二度にわたつての武臣クーデターを劃期として、以後高麗の政體はさまざまな變容を経ていたが、これら後期の事情に關しては、李朝前史的な觀點をも含め、『高麗史』がさまざまな具體像を描いてくれているのに對し、前期そのものに關しては、官品、俸祿等の諸規定は別として、かえつて具體的に肉づけされた史料に乏しいように思う。人閒不在、と言ひ換えてもよい。もちろん前期の官僚に對しても正史に本傳は立てられているが、後期と比べると質量ともに見劣りのすることは争われない。庚癸以後の變容を的確に位置づけていくためにも、前期官制運用の實態はぜひ前期自身の史料で語りたい……。そのような闕を補うものとして、ここに墓誌類の存在をとりあげる。

高麗の墓誌類は、近年『韓國金石全文』に集成されて簡便に利用できるようになっているし、それ以前からも、たとえば周藤吉之氏『高麗朝官僚制の研究』によつて精力的な分析が爲されてきた。これら墓誌類に見えているものは、總じて官職名の羅列にしか過ぎないが、しかしそれだけに終わるものではない。これを丹念に跡づけることによつて、たとえば高麗官僚の各種昇進經路といったものが——延いては官僚制度の構築原理といったものが——しだいに把めてくるに違いない。高麗官僚の昇進經路を模式化していくこと……。周藤氏その他先學の業績にも導かれながら、ここに當面の課題を設定しよう。

いったい制度史研究というものは、一時代の體系を描く共時的靜的な研究と、その變遷を跡づける通時的動的な研究と、兩者相俟つてはじめて眞の制度史研究といえるのだろうか、ここではしばらく前者の立場、共時的靜的なアプローチに限つて敘述を進めたい。時間軸としては、肅宗仁毅、父子相承の四朝を設定する。いわゆる庚癸以後、高麗の政體が大きく變容していく直前の古典的完成期であり、かつは比較的墓誌類の量にも恵まれているように思うから。なお概觀とい

う事の性質上、周藤氏その他先學の業績とも當然重複する部分が出てくるが、私なりの全體像を描くためには敢えて重複も避けたい。同じく概観という事の性質上、煩瑣な學說整理を行なうわけにもいかないが、これについては適宜註記するに止めたい。識者の諒解を乞う。

一 科 舉

エリート官僚への第一歩は、高等文官試験（科擧、製述科）に合格し官僚名簿に名前を連ねることから始まるが、それにはまず、界首官試、國子監試、禮部試、都合三段階にわたつての各種選抜試験を経ていかなければならない。

まずは界首官試であるが、これは高等文官試験一般公募枠の地方推薦試験とでも規定することができるだろう。地方行政の基本區劃、州縣を單位に、すべて千丁以上の州縣から歳ごとに三人を推擧し、五百丁以上の州縣から歳ごとに二人を推擧し、五百丁以下の州縣から歳ごとに一人を推擧する（ただし推薦基準そのものについては明文がない）。これらの受験希望者が、地方行政の上級區劃、界を單位に集められ、第一次豫備選抜ないし地方推薦試験を課せられるのである。製述業の場合、受験希望者には五言六韻の詩一首が試みられ、合格者は界首官の責任の下、京師に推擧されていく。⁽³⁾ 州縣からは毎年受験希望者を推擧してくるというが、界首官試の方は隔年に擧行されていたらしい。⁽⁴⁾ 以上がその概要であるが、

ただしもう一言ことわっておかなければならないのは、地方推薦試験の推薦基準というものが、事實上身分觀念によって制限されていたということである。肅宗の父の文宗二年十月の判旨には、（科擧獎勵のため、庶人の内でも）各州縣の副戸長以上の孫、副戸正以上の子で、科擧受験を希望する者（に限って）は、地方各官より京師へ選抜推擧し（てきても構わないし）、醫業科（の受験希望者）については、（公衆衛生上）ぜひ廣く學習させるべきであるから、副戸正以上の子に限らず、庶人であっても、樂工その他の雜類でさえなければ、すべて選抜推擧させて構わぬ由、規定が下されているが、⁽⁵⁾ これは裏返して言えば、庶人が本來科擧の對象外であることの表明にほかならない。文中、副戸長、副戸正などとする

のは、職役（力役）の一種として地方行政の最末端を擔っている郷吏、いわゆる庶人在官の者である。これら上級庶人層をわずかな例外に、科擧はもっぱら特權貴族層（士人）を對象に行なわれていった。生まれの土地、生まれの身分のありようが、個人の生き様を根底的に規定していた前近代社會のこと、本稿でこれから扱っていく人々にしても、社會構成上極一握りの特權層にしか過ぎないということは、あらかじめ肝に銘じておいてもよいだろう。

さて、つぎに國子監試（監試）であるが、これは高等文官試験一般公募枠、及び特別推薦枠の受験資格認定試験とでも規定することができるだろう。⁽⁶⁾ 界首官試を経て新規に京師へ推擧されてきた者は、つぎに國子監に集められて第二次豫備選抜ないし受験資格認定試験を課せられるのであるが、一方これとは別に、國立大學（國子監）に三年（以上）在籍し、有效出席日數が三百日を満了している者に對しても、特別推薦枠として、同じくこの第二次豫備選抜ないし受験資格認定試験の受験が認められるのである。⁽⁷⁾ 國子監試では賦及び十韻詩が試みられ、合格者には進士——進んで爵祿を受くべき者、高等文官試験受験有資格者——の稱號が與えられる。これを得れば、以後たとえ禮部試に合格しなくても、流内官に準じる各種特權が認められるようになるのだから、これを單純な中間試験とみなしては、その意義を見失ってしまうことになるだろう。⁽⁹⁾ 國子監試は理念として隔年に舉行される建前になっていたが、⁽¹⁰⁾ 實際上必ずしも定式は無かつたらしい。なお『高麗史』卷七十四、選舉志、科目、國子監試の條によって、國子監試の實施年、考試官、及び合格者數を知ることができるが、ただしこれは完全なものではない。

最後に禮部試（東堂）であるが、⁽¹¹⁾ これは高等文官の任官資格認定試験とでも規定することができるだろう。國子監試を経て禮部試の受験資格を得た者は、つぎに三段階にわたつての本試験を課せられるのであるが、まず第一試験（初場）では論もしくは策を試みられ、第二試験（中場）では經義を試みられ、第三試験（終場）では詩と賦とを試みられる。なお、國子監生の成績優秀者に對しては、特別優遇枠として、第三試験（終場）からの直接受験が認められているということも、一言付け加えておいてよいだろう。⁽¹²⁾ 禮部試段階での受験者數は、一般枠（郷貢）が三百五十餘人、特別枠（生徒）その他を

含めれば、ほとんど四百人近くにも達したものと思われるが、最終的には三、四十人に絞り込まれ、ひとまず國王への成績報告が行なわれる。これに對し、間々國王じきじきの特別最終試験（覆試）が行なわれることもあるが、これは必ずしも常例ではない。⁽¹⁴⁾ いずれにせよ、最終的には國王そのひとの裁定によって最終合格者が定められ、かれらには各種及第が與えられる。乙科及第三名——甲科及第は、常例空席とされている——、丙科及第七名、同進士及第二十三名、共に三十三名、時に出入はあるものの、これが科擧、製述科の定額であった。⁽¹⁵⁾ 禮部試は理念として三年ごとに舉行される建前になっていたが、⁽¹⁶⁾ これも實際上必ずしも定式は無かつたらしい。なお『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場の條によって、禮部試の實施年、考試官、及び及第者數を知ることができる。

界首官試、國子監試、禮部試、都合三段階にわたつての各種選抜試験を経、乙科、丙科、同進士、それぞれに及第を賜つた者たちは、次に前進士と名を換えて、⁽¹⁷⁾ ほぼ自動的に階官——官僚としての資歴を示す、實際の職事とは無縁——を與えられ、ここに晴れて官僚名簿に名前を連ねる次第となるのである。

かくして第一の關門は突破した。しかし官僚名簿に名前を連ねるといったのはよいが、ではこれらの前進士に對し、具體的にはいったいどのような階官が與えられていたのだろうか。墓誌類によって少しく實例に當たってみる。

——（肅宗七年）夏四月丁酉（…）、乾德殿に出御して進士に特別最終試験（覆試）を課し（…）、同時に、我國に身を寄せてきた宋國の進士（投化宋進士）章忱を召試して別頭（乙科）及第を賜つた（…）。（六月丙午）新及第章忱に將仕郎、禮賓注簿同正（の階官）を授けた（肅宗世家）。⁽¹⁸⁾

——隴西公は諱を（…）、（尙州管内）咸昌縣の人である（…）。長男の前國子進士、將仕郎、寧德鎮判官、兼勸農使、良醞令同正の幹方は、文宗十年中、別に（陛下の御恩を）蒙つて（特別最終試験を）受験し、拔擢されて主席合格（狀元及第）の榮冠を得た（隴西李公墓誌）。⁽¹⁹⁾

——公は諱を稷崇という。祖先は（…）（平州管内）洞州の人である（…）。公は生來人柄もおやかに、若いころ

から學問を好み、國子監試（南宮選）に合格したが（…）、肅宗九年（年三十九）に至って禮部試に及第、初めて將仕郎、良醞丞同正（の階官）を授かった（安稷崇墓誌）⁽²⁰⁾。

——公は諱を沖といい、字を天隱といい、姓を王氏という。開州の人である（…）。公は座主、中書舍人劉載の榜下に國子監試（成均）に合格し（睿宗元年、年二十九）、知貢舉任懿、同知貢舉朴景仁の榜下に同進士及第を得（睿宗二年、年三十）、例として良醞丞同正（の階官）を加えられた（王沖墓誌）⁽²¹⁾。

以上、初授階官というものは、科擧及第者の場合、必ずしも丁寧に記録されているわけではない。ひとつには及第という事實そのものを重視することによって、階官への目配りがおろそかになっているらしい。従って、ここでは斷片的な史料から推測を重ねていくよりほかないが、ひとまずは右の諸例から、文散官（將仕郎）及び同正職（禮賓注簿同正、良醞令同正、良醞丞同正）、以上二系統の階官を賜っていることが確認できる。まずは文散官（將仕郎）であるが、これは開府儀同三司（從一品）以下、二十九階にわたって設けられていた文散階の最下位に位置する階官（從九品下）である⁽²²⁾。初めて官僚名簿に名前を連ねるものが將仕郎（將にせんとするの郎）の階官を賜ることは、極めて納得のゆく措置といえるが、ただし文散階陞轉のメカニズムについては、あまり詳しいことがわかっていない。つぎに同正職（禮賓注簿同正、良醞令同正、良醞丞同正）であるが、これらは禮賓注簿（從七品）、良醞令（正八品）、良醞丞（正九品）などの實職とは異なり、單に品秩がそれと同一ということを示しているだけの階官である⁽²³⁾。同正職陞轉のメカニズムについては、これもあまり詳しいことはわかっていないのだが、たとえば覃恩の際、すべて有職者には一律に同正職を加えるなど⁽²⁴⁾、文散官よりはより身近な運用がなされていたらしい。

問題は科擧の成績と同正職との對應關係であるが、まずは別頭乙科及第の章忱が禮賓注簿同正の階官を賜っており、このことから特別の優遇措置に値する人物——たとえば章忱は宋人である——に賜る初授階官の上限として、ひとまず禮賓注簿同正（從七品）の階官を想定しておくことが可能となる⁽²⁵⁾。つぎに狀元及第の李幹が良醞令同正、同進士及第の王沖

が良醜丞同正の階官を賜っており、このことから一般及第者には良醜令同正（正八品）ないし良醜丞同正（正九品）の階官を賜っていたことが豫想される。この際、李朝の制度においては、乙科に正八品の階官を、丙科に正九品の階官を與えていることも、想い起こす必要があるだろう。⁽²⁶⁾さらに問題となるのは、これらの初授階官を官職體系全體において位置づけなければならないことであるが、事ここに至っては、もはや科擧制度史の視角のみからは解明することができない。この際、高等官（流内）に至る科擧以外の方途、恩蔭、胥吏制度との對照が、是非とも必要となってくる。

二 恩蔭、胥吏

毎回僅々三十三名の科擧及第者に對し、一般官僚層の大半は恩蔭と呼ばれる特別任用制度によって初授階官を得ていたが、これは高級官僚（卿大夫）の子弟に對し、高級官僚の子弟であるという正にただそのことによつて、官僚としての身分を認める制度とでも規定することができるだろう。生まれの土地、生まれの身分のありようが、個人の生き様を根底的に規定していた前近代社會のこと、官僚身分が世襲されるということも、當時の感覺としては極自然な事柄である。

仁宗十二年六月の判旨によると、宰臣の實子には軍器注簿同正（正八品）を、同じく養子、孫甥姪、及び樞密の實子、正從三品官の實子には良醜令同正（正八品）を、樞密の養子、孫甥姪、及び正從四品官の實子には良醜丞同正（正九品）を、正三品官の養子、孫甥姪、及び正從五品官の實子には主事同正（流外）を、從三品官の養子、孫甥姪には令史同正（流外）をそれぞれ賜る由、規定が下されており、同じく十三年閏二月の判旨によると、前代宰臣の實子には良醜丞同正（正九品）を、内孫には令史同正（流外）を、外孫には史同正（流外）をそれぞれ賜る由、追加改定が施されている。⁽²⁷⁾ここに高麗の恩蔭制度が大成した（次頁、表一参照）。これによると、正從三品官以上——古典的身分概念の卿に相當する人々——については孫甥姪にまで蔭が及び、正從五品以上——同じく大夫に相當する人々——については子にまで蔭が及び、正從九品官以上——同じく士に相當する人々——については子孫に蔭が及ばない構成になっており、ここに一種の古典主義な

表一 薩 職

宰臣	直子		軍器注簿同正 (正 8 品)
樞密, 三品	直子	宰 臣收養子及孫甥姪	良 醜 令同正 (正 8 品)
四品, 前代宰臣	直子	樞 密收養子及孫甥姪	良 醜 丞同正 (正 9 品)
五品	直子	正三品收養子及孫甥姪	主 事同正 (流 外)
前代宰臣	内孫	従三品收養子及孫甥姪	令 史同正 (流 外)
前代宰臣	外孫		史 同正 (流 外)

いし構成の妙を読み取ることができる。

ただし、以上はあくまでも承蔭の必要条件を規定したものにしか過ぎず、実際に初授階官を得るためには、その十分条件を満たす何らかの具体的な契機を待たなければならぬ。一般に、國王の即位、王太后、王太子の册立、禘祫の親享その他の大禮に際しては、死刑囚の減刑、流罪以下の放免などとともに、例として有資格者には蔭職を賜った⁽²⁸⁾。また父祖の致仕死亡の際などに、個別的に蔭職を賜ったことも多いだろう⁽²⁹⁾。このほか簡単な資格試験によって、吏部では定期的に蔭職の授與がおこなわれていたともいう⁽³⁰⁾。この際、原則的に十八歳以上でなければ蔭を承けることはできなかったが、実際には國王の裁定によって、極年少の者が蔭職を賜ったことも多かったようだ⁽³²⁾。

恩蔭出身者の實例は、これも挙げだせばきりが無いが、ここでは一例だけ、林幹(安東府管内甫州人)及びその子弟について、しばらく紹介しておくことにしよう。林幹は肅宗九年正月、時の次席宰臣として東北方面軍總司令官(判東北面行營兵馬事)の命を受け、當時入寇しつつあった東女眞の制壓にむかって敗績、宰臣職を罷免のうえ、睿宗元年三月には守司空を以て致仕、睿宗七年十二月に至ってようやく名譽回復を許され、守司徒、門下侍郎、同平章事、致仕に改められた人物である⁽³³⁾。宰臣経験者として當然正史に本傳のあつてよい人物であるが、史料の粗略、現行『高麗史』にかれの傳はない。しかし彼には景軾、景和二人の息子があり、幸いそろって墓誌銘を残してくれている。

——公は諱を景軾といい、字を大虛という。安東府管内甫州の人(…)、亡き父君は檢校太師、守司徒、門下侍郎、平章事の幹である(…)。公は父君の門蔭によって初めて將仕

郎、軍器主簿同正（の階官）を授かり、（初任州縣官として）初めて禮州（防禦）判官（通判）に任官し、任期を満了して京師に歸還、ついで景靈殿判官に任命された（林景軾墓誌）⁽³⁴⁾。

——林公景和は、字を春卿という。安東府（管内）甫州の人である（…）。父君の幹は、守司徒、門下侍郎、同中書門下平章事、判兵部事、柱國、諡を貞平公という（…）。公は年わずか十一にして（睿宗七年）、初めて父君の門蔭によって軍器注簿同正（の階官）を加えられ、仁宗五年春（年二十六）、（初任州縣官として）京山府判官（通判京山府）に任官、まつりごとの手際もあざやかに、第一等の勤務評定を得、任期満了の後は景靈殿判官に任命された（林景和墓誌）⁽³⁵⁾。

この内、弟景和が初授階官を賜った睿宗七年は、父の林幹が名譽回復を許され、宰臣致仕待遇を與えられた、まさにその同じ年であるが、これは決して偶然の事柄ではあるまい。わずか十一歳の景和に對し、常例を押しして蔭職を認めた背景には、父林幹に對する睿宗の特別の配慮を認めるべきであるし、兄景軾が蔭職を賜ったのも、あるいはこれと同時期のことであったのかもしれない。それはともかく、宰臣の實子に軍器注簿同正の初授階官を賜る由、仁宗十二年六月の判旨が下されるに先立って、まさにその規定通りの先例を、ここに確認した次第である。

問題はこれら恩蔭出身者に與えられる初授階官と、前章、科擧及第者に與えられる初授階官との比較であるが、まず一般及第者に與えられる初授階官——良醞合同正（正八品）、良醞丞合同正（正九品）——は、一般恩蔭出身者のそれとほぼ完全に對應していることが確認できる。つぎに禮賓注簿同正（從七品）は、軍器注簿同正（正八品）よりも若干品秩が高くなるが、これはそもそも科擧及第者の中でも例外的に高い初授階官であることを考慮すれば、科擧、恩蔭全體の對稱性を打ち崩すほどのものでもあるまい。結局、科擧及第者（文）、恩蔭出身者（蔭）、それぞれが相呼應して、理念上同等資序の階官ないし任官資格を與えられていたことになる。もちろん兩者には歴然たる質の相違というものがあるし、壓倒的多數を占めている恩蔭出身者にしても、後述するように、いずれ陞轉のたびごとに淘汰されていくことにはなるのだが、少なく

ともこの段階では、兩者の資格はあくまでも對等である。

恩蔭と呼ばれる特別任用制度に對し、高等官（流内）に至る科擧以外の方途としては、いまひとつ、一般事務職（胥吏）からの陞轉制度というものがあつた。胥吏とは本來庶人在官の者、特權貴族層（士人）からは齒牙にも懸けられなかつた存在であるが、反面世族の子弟が節を屈して吏職につくことも、實際にはなかなか少なくはない。

——事務職員（吏職）の服色は、下級官僚（庶官）のそれと變わらないが、ただその綠衣には、時に深淺の差異がある。舊傳、高麗の胥吏は唐制に倣つて碧服あまどりを着るとのことであつたが、今回問い質してみると、實はそうではなかつた。思うに高麗という國柄は、民も貧しく習わしも吝く、袍衣一着の値段でさえ、どうかすると白金一斤にもなつてしまふので、洗濯のたびごとに染め直し、碧服あまどりのようにも深い色になつてゐるまでのこと、なにも別種類の服色があるわけでない。とはいへ（本來庶人の職役たる）各官廳の一般事務職（補吏）には、士庶の區別（流品）を制限しないので、貴族の子弟においても閒々これに勤務してゐるものがある。（かれらがこのような吝いまねをする筈もあるまいから）さてこれら青服あまどりの者たちはきつと胥吏職を代々世襲してゐる者たちに違ひない（『高麗圖經』阜隸吏職）⁽³⁶⁾。

宋人徐兢の觀察は、世襲胥吏階層と士人胥吏階層と、高麗胥吏制度にふたつの類型を認めるべきことを教えてくれるが、この際問題を後者、士人胥吏階層に絞り込もう。いつたい仁宗十二年六月の恩蔭規定においても、下級蔭職者には主事同正、令史同正、史同正その他胥吏相當の階官しか與えられておらず、かれらとしてはいつたん胥吏職に就いて資歷を重ねるより、流内官任官の手だてはなかつたらう。

——康拯は、安西大都護府管内永康縣の人である（…）。祖父の仁祐が國事に命を落としていたので、難蔭の例として良醜史（同正）に任命され、以後十年間、胥吏の職役に服して軍器注簿同正（の階官）を加えられ、（初任州縣官として）出でて寧仁鎮判官に任官した（康拯傳）⁽³⁷⁾。

——公は諱を元俊、字を用章、姓を梁氏という。忠州の人である（…）。父の外高祖、三韓功臣、贈太尉崔英休の門

蔭によって、睿宗三年二月某日（年二十）、初めて良醞署史同正の階官を授かり、同六月、左右衛史の吏職を授かり、以後胥吏として、尙舍局、工兵刑部、御史臺、中書門下、あらゆる部局に奉職し、睿宗十一年九月（年二十八）、勤務評定によって軍器注簿同正の階官を加えられ、睿宗十五年十二月（年三十二）、（初任州縣官の）例として光州監務の職事を授かった（梁元俊墓誌³⁸）。

以上、わずか二例にしか過ぎないというものの、しかしそのいづれにおいても、胥吏から陞轉して初任州縣官に任官していく際、その節目として軍器注簿同正の階官を與えられているという共通点には、ある重要な意義を認めないわけにはいかない。いったい胥吏から出職して初任州縣官に任官するまでには、胥吏職勤務年限の満了を示す何かしら臨界点のようなものが存在しなければならぬが、この際軍器注簿同正というこの階官に、そのひとつの基準点を見いだし得るように思うのである。これはほかでもない、宰臣直子に與えられる蔭職としては最高資序の初授階官であったし、科擧及第者に與えられるおそらくは最高資序の初授階官、禮賓注簿同正とも大枠としては對應する階官である。結局、科擧及第者（文）、恩蔭出身者（蔭）、胥吏出職者（吏）、それぞれが相呼應して、理念上同等資序の階官ないし任官資格を與えられていたことになり、ここに高麗官僚制度のひとつの巧みな構築原理を讀み取ることが可能となる。

三 初任州縣官

科擧及第者（文）、恩蔭出身者（蔭）、胥吏出職者（吏）、それぞれに流内官相當の階官を賜ると、つぎにはぜひ實際の勤務（職事）に就かなければならない。これを敍用というが、しかしこの際いきなり京官職に任命されることは稀である。³⁹京官職に就くためには、それ相應の資歴を積まなければならぬ。そこで通例は、前章林景弼その他の事例にも見えていたように、いったん京師を離れ、地方行政官（外官）に任官することが要求される。このような人事選衡上の常例を、本稿では初任州縣官と規定することにしよう。

表二 初任州縣官

司錄	40石	(600斗)
判官	40石	(600斗)
判官	33石5斗	(500斗)
判官	26石10斗	(400斗)
尉	23石5斗	(350斗)
尉	20石	(300斗)

初任州縣官として初めて職事に就くものは、具體的にどのような外官職に任命されていたか。墓誌類に見えている外官經歷者に關しては、既に周藤吉之氏がその多くをリストアップしてくれているが、これを私なりに補足、再整理した結果、初任州縣官資序のポストとして、おむね三つの類型を得ることができた。京都護牧の司錄、防禦州鎮及び諸州府郡の判官、並びに諸縣の縣尉がそれである(表二参照)。

まずは三京二大都護八牧(西東南京、安西安北大都護府、黃廣忠清全羅晉尚州牧)の司錄(司錄兼掌書記)であるが、これは地方行政の上級區劃、界における最高行政廳、いわゆる界首官の一等書記官とでも規定することができるだろう。肅宗の父、文宗朝の官制によると、司錄任官の有資格者は品秩七品以上と定められているが、これは科擧及第者に與えられる最高資序の初授階官、禮賓注簿同正(從七品)の品秩とちょうど對應していることが確認できる。このことから豫想されるように、事實司錄には科擧及第の新進エリート官僚が任命されることが多い。詳しくはぜひ註掲司錄表に就いて直接検討していただかなければならないが、ここではひとつ

別の角度から、司錄のエリートポストとしての側面を検討しておくことにしよう。

——鄭沆は字を子臨という。(蔚州管内)東萊郡の人である(∴)。肅宗朝に科擧に及第し、(初任州縣官として)尙州司錄に任命された。州人は初め鄭沆を若輩者とあなどっていたが、政務に臨んでみると萬事を見事に處斷していくので、皆みな感じ入ったものである。尙州では當時、歴代の司錄を數え上げて二鄭一韓と稱したが、これは鄭沆、鄭克永、韓沖を指している。任期満了の後、(直史館を経て)直翰林院に任命された(鄭沆傳)。

二鄭一韓、いずれも高麗史に本傳を持つ名宦である。エリートにはとかく朝野の注目が集まるものだが、このような人物評定が行なわれること自體、初任州縣官としての司錄の治績にその後の榮達を占う意圖が込められているのだろう。わ

けても鄭克永は狀元及第（科擧首席合格者）をもつて尙州司錄に任官しており、エリートポストとしての司錄の側面を最もよく例證してくれている。また鄭沅は、司錄代還の後、直史館を経て直翰林院に任命されているが、これも後述するように、初任京官としての權務官のなかでは最高位のポストである。ここに見られる及第、司錄、史翰の昇進経路は、およそ新進エリート官僚の粹といつてよい。

つぎに防禦州鎮及び諸州府郡の判官であるが、これは地方行政の基本區劃、州政廳の行政副長官とでも規定することができるだろう。この内、防禦州鎮というのは邊防及び海防における要衝の州分に設けられた特別行政區劃であつて、一般諸州よりも官制上やや比重が重い。文宗朝の官制によると、判官任官の有資格者は品秩七品と定められているが、初任州縣官としては軍器注簿同正（正八品）以下、やや資序の低いものも任命されているようである。詳しくはぜひ註掲判官表に就いて直接検討していただかなければならないが、⁽⁴⁷⁾ここではひとつ別の角度から、判官の行政副長官としての側面を檢討しておきたい。

本來長官、次官につぐ第三等官にしか過ぎない判官を、ここで行政副長官と規定していることには、あるいは奇異の念を抱かれるかもしれない。しかし高麗では官制運用上、長官、次官はいずれかが常時空席となつており、⁽⁴⁸⁾その結果、判官が副長官の役割を果たすことになる。

——威有一は、恆陽（廣州管内楊根縣）の人である（…）。内侍（國王の私的侍從團）に召し入れられて軍廚の事務を主管し（…）、その後寶城郡の行政副長官（倅）に任命された（威有一傳）。⁽⁴⁹⁾

——公は諱を有一といい、字を享天という。恆陽縣の人である（…）。陛下には内侍に召し入れて軍廚の事務を委ねられ（…）、その後、寶城郡判官に任命された（威有一墓誌）。⁽⁵⁰⁾

右の墓誌と本傳とを對比すれば明らかなように、判官はしばしば倅と雅稱されるが、これもまた副の意味である。宋制通判のことを倅と雅稱するから、高麗倅字の用法も、直接には宋制に倣つたものと見てまず間違いない。もちろん殿

密に言うと、通判と判官とでは制度的な重みが全く違ってしまうのだが、高麗官制の現實——判官がすなわち副長官であった——に即していえば、判官を通判に見立てたとしても、あながち誤りとは言えないことになる。事實睿宗朝には、一時期判官を通判と改稱していたこともあるのだが、これは聞もなく舊に復したらしい。

最後に諸縣の縣尉であるが、これは地方行政の基本區劃、縣政廳の行政副長官とでも規定することができるだろう。高麗州縣制度においては、中央から行政官が派遣されるのは原則として州レベルに止まるが、漕運路上の中繼地點その他要衝の縣分には、例外的に令尉が派遣されている。文宗朝の官制によると、縣尉任官の有資格者は品秩八品と定められているが、これは初授階官としての軍器注簿同正（正八品）、良醞令同正（正八品）の品秩とちょうど對應していることが確認できる。詳しくはぜひ註掲縣尉表に就いて直接検討していただかなければならないが、ここでは初任州縣官としての縣尉に對し、縣令の方にはかえって年功その他による非エリート層の任官が豫想されることを暗示しておくに止めなければならない。⁽⁵⁴⁾

以上、初任州縣官の任期を満了した者たちが、つぎに多く權務とよばれる準流内官の京官職に就くことは、既に註掲諸表の検討によって明らかだろう（表三参照）。權務とは文字通り、流内官への正式任命を待ちながら權に務めるポストであり、以後は勤務評定によって順次流内官へと陞轉していくことになる。ここによりやく、高等官僚としての實質的な昇進経路が始まることになるのだが、しかし私としては、次章、初任京官以後の昇進経路へと踏み出していくに先立って、なお検討すべき課題をいくつか残しているように思う。ここでは別して二つの問題點に、いささか注意を喚起しておきたい。

まず第一に、初任州縣官任官の際に帯びている同正職が、しばしば同正の二字を省略して表記されるという問題がある。

——前國子進士、將仕郎、寧德鎮判官、兼勸農使、良醞令同正幹方（隴西李公墓誌）⁽⁵⁵⁾。

第一章に検討した李幹方のように、出身（前國子進士）、文散官（將仕郎）、職事官（寧德鎮判官、兼勸農使）、同正職（良醞令

表三 權 務 官

甲科權務			乙科權務			丙科權務		
直 翰 林 院	20石	(300斗)	都 齋 庫判官	10石10斗	(160斗)	惠 民 局判官	10石10斗	(160斗)
直 史 館	20石	(300斗)	奉 先 庫判官	10石10斗	(160斗)	景 靈 殿判官	10石10斗	(160斗)
寶 文 閣 校 勘	13石 5 斗	(200斗)	内 弓 箭 庫判官	10石10斗	(160斗)	倉 庫 都 監判官	10石10斗	(160斗)
御 書 留 院 官	13石 5 斗	(200斗)				行 廊 都 監判官	10石10斗	(160斗)
式 目 都 監 録 事	13石 5 斗	(200斗)				迎 送 都 監 録 事	10石10斗	(160斗)
都 兵 馬 録 事	13石 5 斗	(200斗)				典 牧 司 録 事	10石10斗	(160斗)
五 部 録 事	13石 5 斗	(200斗)				幟 頭 店 録 事	10石10斗	(160斗)
刪 定 都 監 判 官	13石 5 斗	(200斗)				慶 仙 店 録 事	10石10斗	(160斗)
四 面 都 監 判 官	13石 5 斗	(200斗)						
興 王 都 監 判 官	13石 5 斗	(200斗)				祕 書 校 勘	8 石10斗	(130斗)
内 莊 宅 判 官	13石 5 斗	(200斗)				太 常 府 録 事	8 石10斗	(130斗)
八 關 寶 判 官	13石 5 斗	(200斗)				同 文 院 録 事	8 石10斗	(130斗)
勾 覆 院 判 官	13石 5 斗	(200斗)				書 籍 店 録 事	8 石10斗	(130斗)
都 祭 庫 判 官	10石10斗	(160斗)				祭 器 都 監 録 事	8 石10斗	(130斗)
						鹵 簿 都 監 録 事	8 石10斗	(130斗)
						給 田 都 監 録 事	8 石10斗	(130斗)
						大 悲 院 録 事	8 石10斗	(130斗)
						濟 危 寶 録 事	8 石10斗	(130斗)
						東 西 材 場 判 官	8 石10斗	(130斗)

この内、鄭永圖が門蔭によって得たいわゆる良醞令は、當然恩蔭出身者に對する初授階官、良醞令同正の略文でなければならぬし、また權安國が外官任官に際して帯びているいわゆる良醞令も、かれが初任州縣官として海陽縣尉に任官したばかりであると推測する限りにおいては、良醞令同正の略文と見てまず間違いない。

(…)。長女は海陽縣尉、良醞令の權安國に嫁いでいる(鄭復卿墓誌⁵⁶)。

——公は姓を鄭氏といい、諱を復卿といい、字を世貴という。(陝州管内)草溪縣の人である(…)。長男を永圖という。祖父君の門蔭によって良醞令を加えられ、現在麗澤齋論、試殿中内給事吉景安の婿になっている

同正)などの要件をすべての史料が均質に示してくれていれば、制度史の研究もよほど容易になるのだが、しかし墓誌類ではしばしば官銜の表記に省略をとまなうことを、あらかじめ読み込んでおかなければならない。

——公は諱を稷崇という。祖先是（…）（平州管内）洞州の人である（…）。長男は居中といい、丙科及第を得て現在樹州判官、禮賓注簿に任官している（安稷崇墓誌⁽⁵⁷⁾）。

——（公は）姓を韓氏といい、名を惟忠といい、舊名を柱といい、字を安石という。洪州管内大興郡の人である（…）。
四女は知水州事判官、良醞令李鳳儀に嫁いでいる（韓惟忠墓誌⁽⁵⁸⁾）。

右二例に關しても、かれらが初任州縣官に任官していると假定する限りにおいては、それぞれ同正職の略文と見てまず間違いないと思うのである。⁽⁵⁹⁾

これらは一見ささいなことに思われるかもしれないが、私としてこだわりを感じるのは、これも後述するように、流内官任官者が改めて外官に轉出していく場合、別に試銜（試某官）を帯びるという制度が存在し、この試字もまた、墓誌類においてはしばしば省略して表記されているからである。従って、ここに検討したような事例にしても、これらが初任州縣官の場合であれば、同正職の略文とみなしてまったく問題無いが、萬一流内官任官以後の場合であれば——その可能性は極低いとは思ふのだが——それは試銜の略文である可能性をも含んでくる。いささかデリケートな問題である。

さて第二には、散官層の問題をとりあげよう。いったい初授階官というものは、結局のところ形式的な肩書にしか過ぎないから、これには定額というものはない。しかし初任州縣官、初任京官ともなると、階官とは違っておのずから定額というものがあり、實際問題として一定年限自宅待機ないし任官まちを強いられるのも、これは致し方ないことである。

『高麗史』に立傳されているようなエリート官僚たちは、もちろん事もなげにこの關門をくぐりぬけていくようにも見えるが、しかし實際の生活感情としては、私たちが墓誌類の一行記事として讀み流していく印象よりも、はるかに大きな難關として立ちただかっていたに違いない。初任州縣官任官に際しては、（通例科擧及第者（文）なら五年以上、恩蔭出身者及び胥吏出職者（吏）なら八年以上は自宅待機ないし任官まちすべきことを示唆する史料もあるし、⁽⁶⁰⁾）ようやく手に入れた初任州縣官の任期を無事満了したとしても、初任京官任官に際しては、またしても長期自宅待機ないし任官まちを覺悟し

ておかなければならない。すこし具體的な數字を擧げよう。

——内外見任受祿官は三千餘員。散官、同正など、俸祿こそ受けないものの職田を支給されている者が、このうえ一萬四千餘員。それらの職田は、すべて外方州縣に所在し、佃軍がこれを耕作している。收穫を待つて京師に輸送納入のうえ、職田額に應じて均等にこれを配給するのである〔高麗圖經〕官府、倉廩⁽⁶¹⁾。

私としては宋人徐兢の語る仁宗朝の數字によって構想力を鍛え上げていくよりほかないが、それにしても一萬四千餘員というこの數字からは、剩餘官僚層の持つ膨大な存在壓を十分に感じ取ることができる。功なり名とげた致仕宰臣も散官といえは散官だが、一萬四千餘員の内の大部分は、實質初任州縣官及び初任京官任官前後の段階で空しく長期自宅待機ないし任官まぢを強いられている者たちによって、占められていたことだろう。

——公は諱を裴景誠という。祖先は(谷州管内) 俠溪縣の人である(…)。長男の晉は、尙衣直長同正(の階官を持ち、現在自宅待機中であるが)、(初任州縣官として) かつて水州判官(倅)に任官した(裴景誠墓誌)⁽⁶²⁾。

——公は諱を文鐸といい、字を仁聲という(…)。長男を沆という。衛尉注簿同正(の階官を持ち、現在自宅待機中であるが)、(初任州縣官として) かつて蔚珍縣尉に任官し、その治績には見るべきものがあつた(李文鐸墓誌)⁽⁶³⁾。

墓誌類からこの種のことを擧げだせば、それこそきりがない。かれらは初任州縣官代還以後も實質京官には任官できないまま、覃恩その他によって陞轉していく同正職だけを頼りに官僚としての身分を保つていくわけである。王朝史の立場からは、このような社會層の實態はほとんど窺うことができないが、しかしこうした膨大な剩餘官僚層の存在が、高麗政治史の暗流として、見えない壓力を膨らませていくという見通しを、私はひそかに抱いている。

四 參外官、常參官

改めて昇進経路の検討に移ろう。前章初任京官への任官を起點として、ここによろやく高等官としての實質的な昇進経

路が始まるが、しかししだいに擴大していく個人差を考慮する時、以後の錯綜する諸史料をひとつの昇進経路にまで模式化していくことは、なまなかの作業ではない。以後は當面の中間報告といった形を取らざるを得ないが、ひとまずは昇進経路上の最も大きな節目、参外官から常参官への陞轉に問題を絞り込んで幾つかの知見を示しておこう。

そもそも常参官——國王の臨席する常例の朝會に参内する權利義務を有する高級官僚グループ——とは、具體的にどのような範疇を示す概念か。唐制、五品以上の職事官、八品以上の供奉官——中書門下兩省補闕拾遺以上、御史臺殿中侍御史以上——、及び員外郎、監察御史、太常博士の各官を常参官と規定しているが、一方高麗の制度については、史書に明文が見えていない。私としては、諸司五品以上、臺省侍臣六品以上——中書門下兩省司諫正言以上、御史臺殿中侍御史以上——、及び員外郎（正六品）、六局奉御（正六品）、殿中内給事（從六品）、監察御史（從六品）、閤門祇候（正七品）の各官を、常参官と假定しておきたいと思う。この内、六局奉御、殿中内給事、閤門祇候の各官は、唐制そのものには見えていないが、幾つかの史料から、これを常参官と認めることができる。

——（毅宗が乳母の夫、宦者鄭誠を寵遇し）權知閤門祇候に任命すると、御史臺では宦者が常参官（参朝官）に任命されるなど、從來慣例がございませんといいて反對したが、毅宗はこれを聞き入れなかった（鄭誠傳）⁽⁶⁵⁾。に任命となるだろう。また既に閤門祇候を常参官と認める以上、閤門祇候よりの一連の昇進経路、殿中内給事、六局奉御の各官も、當然常参官とみなしておかなければならない⁽⁶⁶⁾。

なるほど、つぎのような史料はある。毅宗の弟の神宗五年四月、時の主席宰臣（冢宰）、兼法制局長官（式目都監使）崔誥その他の奏議を契機として、常参官六、七員が増設された旨、選舉志に記述が見えており、これに對應して百官志には、神宗五年、御史二人、祇候文吏各三人を、それぞれ常参官資序（参秩）に昇格させた旨、記述が見えているのだが、これを文字通りに受け取ると、神宗五年以前、監察御史、閤門祇候の各官は、未だ常参官ではなかったことになってしまふ。し

かし唐制の感覺から言っても、少なくとも監察御史が常參官から外れてしまうのは、いかにも不自然といわざるを得ない。私としては、ここにいわゆる御史、祇候というものを、それぞれ權知監察御史、權知閤門祇候の略文として解釋しておきたいと思う。御史、祇候の各官には、それぞれ見習いポストとして權知監察御史、權知閤門祇候の定額が設けられているのだが、⁽⁶⁹⁾この際「祇候文吏各三人」の數目が、權知閤門祇候の定額六員と一致するということも、ひとつの裏づけとなるだろう。權知——權に知める——という言葉が示しているように、これらは本來參外官資序の者が常參官たる御史、祇候を兼任する場合に與えられる職名であるから、その本官から言えば、かれらはあくまでも參外官にしか過ぎない。⁽⁷⁰⁾それが神宗五年に至って、初めて常參官資序へ昇格したと解釋したのである。一方本官こそ參外官にしか過ぎないとしても、事實上權に常參官の事を知めていることには違いない。従つて先の鄭誠の場合のように、これを常參官と意識する史料があったとしても、必ずしも誤りというわけにはゆくまい。結局、ここに提起した矛盾というのは、權知監察御史、權知閤門祇候の持つ両面性にもとづいた位相の差として解釋しておくことが妥當である。

なお、ここにもうひとつ注目しておかなければならないのは、權知閤門祇候六員の定額に對し、科擧及第者(文)三員、恩蔭出身者ないし胥吏出職者(吏)三員という常例が定められていたことである。監察御史十員の定額にも、科擧及第者(文)五員、恩蔭出身者ないし胥吏出職者(吏)五員の常例が定められていること、⁽⁷¹⁾同様、權知監察御史(定額不詳、あるいは二員か)、閤門祇候(定額四員)に關しても、やはり文吏同額の常例が豫想されること、等々を思いあわせると、ここにひとつの假説を打ち立てることができるだろう。毎回僅々三十三名の科擧及第者に對し、數の上でそれを壓倒的に上回っていたはずの恩蔭出身者ないし胥吏出職者(吏)というものも、常參官昇進に至る段階で、すでに五分五分のところにならぬで淘汰されているのである。

以上、常參官の範疇について假に規定しておいたところで、改めて參外官から常參官への昇進形態を検討していくことにしよう。そもそも初任京官という大きな關門をくぐり抜けていくためには、いったん外官へ轉出し、相應の資歴を積み

上げておくことが要求されたものであったが、常参官という大きな關門をくぐり抜けていくためにもまた、再び外官へ轉出し、相應の資歷を積み上げておくことが要求される。

——公は諱を誠といい、字を徳元といい、姓を金氏という。祖先は（靈巖郡管内）道康郡の人である（…）。典殿令（從七品）より太府注簿（從七品）に至った。いったい本朝人事選衡上の常例として、およそ官七品に至ったものは、みな諸州の行政長官（守）に轉出することになっている。そこで公もまた、出て寶城郡の行政長官（知事）となり、任期を満了して將作注簿（從七品）となった（（72）金誠墓誌）。

このような人事選衡上の常例を、本稿では參外例調州縣官と規定することにしよう。以下、參外例調州縣官より常参官に至るまでの昇進經路として、しばらく二つの類型を提示する。

參外例調州縣官の第一の類型は、監察御史（從六品）、閤門祇候（正七品）に至る常調經路とでも規定することができるだろう。

——公は諱を文緯といい、姓を張氏という。洪州の人である（…）。しきりに崇明府注簿（明懿王太后、崇明府）に轉し、ついで（參外例調州縣官として）試閤門祇候知樹州に任命され（…）、任期満了の後、試司宰丞に陞轉して樞密院堂後官を兼任し、ついで中書注書に陞轉した。睿宗十三年、權知監察御史に任命され（…）、この年（常参官昇進を果して）正任監察御史に任命された（（73）張文緯墓誌）。

——君は諱を知源といい、字を南老という。もと晉州の人である（…）。しきりに監門衛錄事、大官署令に陞轉し、越えて仁宗二十年（年五十三）、（參外例調州縣官として）試閤門祇候、知昇平郡事使に任命され（…）、（任期満了後）ただちに中書注書に任命され、さらに權知監察御史に陞轉し、翌年（常参官昇進を果して）正任監察御史に任命され、さらには左正言、知制誥に任命された（（74）鄭知源墓誌）。

——公は姓を鄭氏といい、諱を復卿といい、字を世貴という。（陝州管内）草溪縣の人である（…）。先代仁宗が御

（即位になるや國學直學に任命され、しきりに陞轉して（參外例調州縣官として）閤門祇候（の試銜）をもって出て昇平郡の行政長官（知事）となり、入りて禮賓注簿に任命されて樞密院堂後官を兼任し、ついで（常參官昇進を果して）閤門祇候に任命された（鄭復卿墓誌）⁽⁷⁵⁾。

以上の三例において、注目すべき點は三つある。まずは張文緯が崇明府注簿（從七品）より、知源が大官署令（從七品）より、いずれも七品署令資序から諸州の行政長官（知事）に轉出している點であるが、これは金誠墓誌の記述を裏づけるものといえるだろう。つぎに參外例調州縣官に轉出する際、かれらが試閤門祇候の試銜を帯びている點であるが、これには官制構築上のある巧みなからくりが潜んでいるものと思われる。いったい京官より外官へ轉出する場合、そこにはどうしても左遷ないし都落ちといった感覚がつきまよってしまふものであるが、おそらくはその埋め合わせとして階官を優遇し、現職よりも上級資序の試銜（試某官）を與えているのであろう。この際、試閤門祇候、ほかでもない、常參官への關門ポストを試銜として與えているところに、ひとつの工夫が認められる。なお、鄭復卿の場合、原文には「閤門祇候」だけあって、それが試銜であることは明示されていないが、代還以後にも參外官を歴任し、その上で閤門祇候に任命されていること、張文緯、鄭知源とはほ同一の昇進經路をたどっているらしいこと、以上の二點から、これをも試閤門祇候の略文と解釋しておく。最後に參外例調州縣官代還以後、かれらが中書注書（從七品）、樞密院堂後官（正七品）を經由して常參官昇進を果している點であるが、これは最も注目すべき問題を含んでいる。いったい中書注書、門下錄事、樞密院堂後官その他の各官には、事務費接待費その他公式非公式の各種官廳經費を自費で肩代わりするという慣行があり、これらは役官——官廳經費自辦の役に當たるポスト——と呼ばれている⁽⁷⁶⁾。神宗初年には、既に直宿の郎舍、承宣に對する接待費自辦の慣行を革むべしとの議論が見えているが、この種の慣行それ自體はさらに古くさかのぼるものと解釋してよいだろう。その見返りとしては、常參官昇進への便宜がはかられていた。同じく神宗三年二月、門下錄事、中書注書、及び樞密院堂後官二員については、（文官武官を問わず）すべて勤務年限一年にして常參官に任命させた旨、重房

(武臣上將軍、大將軍の合議機關) よりの奏議があつたが、結局、文官の中書注書、樞密院堂後官についてのみ、勤務年限一年(にして常參官に任命すること)と規定された旨、史料に記述が見えているが、⁽⁷⁸⁾これも文脈から判断する限り、問題はあくまでも勤務年限の短縮化、及び文武官待遇の均一化に絞られており、注書、堂後から常參官への昇進経路自體については、既に自明の前提とされているらしいのである。ひるがえって張文緯、鄭知源、鄭復卿の事例をみると、これはまさしく注書、堂後より常參官へ昇進する常例の、例證となつている。

參外例調州縣官の第二の類型は、右正言知制誥に至る特進経路とでも規定することができらるらう。

——金縷は溟州の人である。若いころから學問に勵んで科擧に及第し、(その後、參外例調州縣官として) 出て靈光郡の行政長官(知事)となつたが、その治績には見るべきものがあつた。時の行政監察官(安撫使) 崔渭は忠勤清廉をもつて自任し、なかなか人をよしと認めない人物であつたが、その彼にして、特に績を勤務評定第一等(最)と報告した。任期満了の後、右補闕(後の右正言)となつた(金縷傳⁽⁷⁹⁾)。

——林民庇は字を徳明という。(安東府管内) 甫州の人である(…)。毅宗朝に科擧に及第した(…)。(試) 閣門祗候に陞轉し、(參外例調州縣官として) 晉州牧の行政副長官(倅、判官)となるや、その治績には見るべきものがあつたので、明宗は召し入れて右正言に任命した(林民庇傳⁽⁸⁰⁾)。

——朴恆は字を革之といい、初名を東甫という。もと春州の郷吏である(…)。高宗朝に科擧に及第し(…)、(參外例調州縣官として) 忠州牧の行政副長官(倅、判官)となり、勤務評定第一等(政最)をもつて、召されて右正言に任命された(朴恆傳⁽⁸¹⁾)。

以上、參外例調州縣官において勤務評定第一等を得たものたちが、つぎに拔擢される右正言(從六品)とは、いわゆる諫官のポストである。高麗にあっては、中書門下兩省の郎官——直門下、左右散騎常侍、左右諫議大夫、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、左右司諫、左右正言——を省郎もしくは郎舍と總稱しているが、かれらは封駁(政令文書の審議

ならびに拒否權の行使)の事を掌り、また多く知制誥を兼帯して進畫(政令文書の起草)の事を掌る。要するに、唐制給事中の封駁と中書舍人の進畫と、その両面を兼ね備えたような存在なのであるから、その郎舍の列に加わることを意味する右正言知制誥への任命は、これこそ新進エリート官僚にとつての槍舞臺といつてよいだろう。

——私の貧乏生活も、これでようやく報われます(廉瓊愛墓誌)。(82)

夫崔婁伯の右正言知制誥任命を聞いて、良妻賢母の廉瓊愛がおもわずこころ漏らしたというのも、蓋し無理からぬところだ。王朝史の記述が常時視野に收めている範疇も、實質、宰樞侍臣レベルに限られている以上、政治史の主役として具體的な活動を知ることができるのも、右正言知制誥任命以降のこととなる。かくして省郎の列に加われれば、以後臺諫侍臣を歴任し、樞密、宰臣へと一気に驅けのぼっていくことが、エリート官僚として最も恵まれた昇進経路のひとつとならなければならぬ。

おわりに

高麗官僚の昇進経路にあつては、その節々において外官への常例轉勤(例調)が織り込まれていくこと……、本稿の結論ないし方法論はこの一點に盡きるのだが、その具體的な肉づけは今のところ必ずしも十分ではない。ひとつには墓誌類の官歴記述が一定の質を保っていないこと、表記法に多くの偏差を持っていることが、昇進経路の様式化に多くの困難を與えているし、もちろん私の力不足ということもある。それでもなお、ここに提示した初授階官、初任州縣官、初任京官、參外例調州縣官の枠組に関しては、官僚制度構築上の最も重要な節目を捉えたものとして、以後の研究にひとつの足掛かりを提供することにはなるだろう。

そもそも私がいささか煩瑣なまでに官僚制度の構築原理を究めていこうとするのには、それなりの切實な目的意識といつたものがある。一般に、前近代社會の社會構成層というものは、王朝史の立場からみる限り、身分ないし官職の體系と

してしか現われようがない。だからこそ、それには徹底的にこだわりつづけていきたいし、さらにはそうした身分ないし官職體系の變容を媒介として、社會構成層そのものの變動をも探ってみたいのである。

高麗の問題に即して見るとき、官職體系の變容ないし社會構成層の變動は、まずは庚寅(毅宗二十四年)、癸巳(明宗三年)、二度にわたつての武臣クーデターと、それに伴う一連の制度變容として現われてくる。その最も大きな局面としては、文武交差の例——従來文臣の仕路として獨占されていた京外官職に、武臣をもこもごも任官していく制度——を擧げなければならぬが、このような制度上の變容は、そもそも社會構成層のどのような變動に基づくものだろうか。この際、通説として言われている文武兩班の對立というような、單純な二分法には陥らないように注意しよう。文武兩班を支えてきた基盤そのものが、この時期大きく揺らぎ始めていたのである。その最も大きな皺寄せは、官僚制度構築上の最も脆弱な階層、文武散官層に集中していったことだろう。揺らぎ始めた體制から振り落とされてはならない。官僚統治體制に必死でしがみついでいく文武散官層と、かれらを收攬して政權の基盤強化をはかるクーデター政權と、その兩者の結びついたところに、明宗朝以後の凄まじい實官獵官運動その他の政治史を捉える視座を設定したいと思う。

庚寅以後の官職體系の變容ないし社會構成層の變動を、通時的動的に描いていくことは、年來私のひそかに抱いている課題でもあるのだが、いまのところ、まだその十分な見通しは得ていない。はじめにもことわっておいたように、本稿は肅宗仁毅の四朝に時間軸を設定し、エリート官僚層を對象とした共時的靜的な概觀にしか過ぎないが、高麗官僚の昇進経路を模式化していくこうした偏々たる作業もまた、通時的動的な研究を導いていくためにはぜひとも必要な基礎作業であったことを、最後にあらためて確認しておこうと思う。

註

(一) 許興植編著『韓國金石全文』一九八四年、ソウル、亞細亞文化社。なお、墓誌類の紀年はすべて即位稱元の法によって

いるが、ここでは一律に『高麗史』の紀年、踰年稱元の法に換算しておく。

(2) 周藤吉之『高麗朝官僚制の研究』一九八〇年、東京、法政大學出版局。墓誌類を廣く涉獵した力作であるが、宋制との比較という問題設定のためもあって、やや羅列にながれ、官僚制度の構築原理といったところにはまでは考察がおよんでいない憾みも残る。

(3) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

(顯宗)十五年十二月判。諸州縣千丁以上、歲貢三人、五百丁以上、二人、以下、一人。令界首官試選、製術業則試以五言六韻詩一首、明經則試五經各一机、依例送京。國子監更試、入格者、許赴學、餘並任還本處學習。如界首官、貢非其人、國子監、考覈科罪。

(4) 『宣和奉使高麗圖經』卷四十、同文、儒學

若夫其國取士之制、雖規範本朝、而承聞循舊、不能無小異。其在學生、每歲試於文宣王廟、合格者、視貢士。其學進士、間歲一試於所屬。合格借貢者、合三百五十餘人。既貢、又命學士、總試於迎恩館、取三四十人、分甲乙丙丁戊五等賜第、略如本朝省闈之制。

『宋史』卷四百八十七、外國、高麗傳

貢士三等、王城曰土貢、郡邑曰鄉貢、他國人曰賓貢、間歲試於所屬、再試于學、所取不過三四十人、然後王親試以詩賦論三題、謂之簾前重試。

(5) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

文宗二年十月判。各州縣副戶長以上孫、副戶正以上子、欲赴製述明經業者、所在官、試貢京師。尙書省國子監、審考所製詩賦。違格者及明經不讀一二机者、其試貢員、科罪。

若醫業、須要廣習、勿限(副)戶正以上之子、雖庶人、非係樂工雜類、並令試解(底本は副字を落としているが、ここでは文脈によつて補つた)。

(6) 近年柳浩錫氏は、監試と國子監試とを別概念と規定し、後

者を國子監入學試験とみなす所論を展開しているが、従えない。いったい氏の所論においては、監試という同一の史料用語に對し、あるときはいわゆる監試と解し、あるときはいわゆる國子監試と解し、やや恣意的な傾きがあるように思う。

柳浩錫「高麗時代の 國子監試에 대한 再檢討」(『歴史學報』第一〇三輯)、「高麗時代 進士の 概念에 대한 檢討」(『歴史學報』第二二輯)。

(7) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

靖宗二年七月判。生徒、入學滿三年、方許赴監試。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

(睿宗五年)九月判。製述明經諸業新學者、屬國子監三年、仕滿三百日者、各業監試、許赴。西京則留守官選上鄉貢則東南京八牧三都護等界首官、依前式、試選申省。

この條、私は「製述明經諸業の新たに擧げられし者と、國子監に屬すること三年にして仕三百日に滿つる者と、各業監試に赴くを許す」と解釋し、周藤氏が「製述・明經諸業で新學されたものは、國子監に屬させ、三年にして仕えて三〇〇日に滿つるものは、各業の監試に赴くのを許し」と讀むのには従わない(前掲書六九頁)。「者」という助字の文節拘束力を重視するからである。なお、許興植氏その他韓國の先學も、この條についてはほぼ周藤氏流の解釋を下しており、

この點をひとつの分岐として、私の科擧制度解釋は通説とはやや趣の異なつたものになっている(許興植『高麗科擧制度史研究』一九八一年、ソウル、一潮閣、その他)。

(8) 『高麗史』卷七十四、選舉志、科目、國子監試

即進士試。德宗始置、試以賦及六韻十韻詩。厥後或稱成均試、或稱兩省試。文宗二十五年、只試六韻十韻詩。毅宗二年、試以賦及十韻詩。

(9) 本来單なる「國子監更試」(註3)にしか過ぎなかつたもの

が、德宗朝「國子監試」(註8)に制度化されていく背景には、次第に増加しつつあつた禮部試不合格者層に對する保護獎勵の意圖が込められているらしい。

(10) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

獻宗定。製述明經諸業監試、隔一年試選。

(11) 東堂とは禮部試の雅稱。たとえば次の二例を参照のこと。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(穆宗元年)三月、左司郎中崔成務、知貢擧、取進士、賜甲科姜周載等七人(…)、恩賜一人(…)及第。

『高麗史』卷七十四、選舉志、科目、恩例

(穆宗)元年三月、取恩賜一人。東堂取恩賜、自此始、然不爲常例。

(12) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

毅宗八年五月、更定、初場迭試論策、中場試經義、終場試詩賦、又國學生、考以六行、積十四分以上者、許直赴終場、不拘其額、仍除三場連卷法。

(13) 『宣和奉使高麗圖經』卷十九、民庶、進士

進士之名不一、王城之内曰士貢、郡邑曰鄉貢、萃於國子監合試、幾四百人、然後王親試之以詩賦論三題、中格者官之。

なお前掲註(4)をも参照のこと。ここには「格に合し貢に偕う者、すべて三百五十餘人」と見えている。

(14) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

成宗二年、始臨軒覆試、然不爲常例。親試覆試、例用詩賦。

(15) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

(忠烈王)十四年九月、宰相蔡仁規子禩、中第、居同進士頭。國制、科擧之目、乙科三人、丙科七人、同進士二十三人。世以同進士頭、宦不達、人皆惡之、指爲同頭。王爲禩嫌之、問於承旨李混。混云、可加丙科八人、置禩其末。從之。

(16) 『高麗史』卷七十三、選舉志、科目

宣宗即位詔。進士以下諸業、自今許三年一試。

なお、ここにいわゆる進士とは、製述業を指している。

(17) 『唐國史補』進士(…)得第、謂之前進士。

なお高麗での用例は、後掲註(19)などに見えている。

(18) 『高麗史』卷十一、肅宗世家、七年

夏四月丁酉、御乾德殿、覆試進士(…)、并召試投化宋進士章忱、賜別頭及第(…)。(六月丙午)授新及第章忱將仕郎、禮賓注簿同正。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(肅宗七年三月)知奏事尹確知貢擧(…)、取進士、覆試

(19) (…)、并召試投化宋進士章忱、賜別頭乙科及第、仍賜紅牌鞍馬。

『韓國金石全文』一九九、隴西李公墓誌

隴西公、諱□□□□咸昌縣人也(…)。一男、前國子進士、將仕郎、寧德鎮判官、兼勸農使、良醞令同正、幹方。於丙申年中、別蒙□□、赴□□前試、擢占狀元及第。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(文宗)十年四月、尙書右僕射李令幹、知貢舉、取進士、覆試、賜乙科李幹方等二人(…)及第。

なお隴西とは李姓の雅稱である。

(20) 『韓國金石全文』二五二、安稷崇墓誌

公諱稷崇、其先(…)洞州人也(…)。公性溫雅寬厚、少好學文、中南宮選(…)、逮至甲申、中第、初受將仕郎、良醞丞同正。

(21) 『韓國金石全文』三二一、王沖墓誌

公諱沖、字天隱、姓王氏、開州人(…)。公於座主劉載下、中成均、知貢舉任懿、同知貢舉朴景仁下、得同進士及第、例加良醞丞同正。

『高麗史』卷七十四、選舉志、科目、國子監試之額

睿宗元年三月、中書舍人劉載、取安之忠等八十九人。

底本は劉載を李載に誤っているが、ここでは『韓國金石全文』二二六、劉載墓誌、及び王沖墓誌によって改めた。

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(睿宗)二年、任懿知貢舉、朴景綽同知貢舉、取韓卽由等。

なお景綽とは朴景仁の初名である。

(22) 『高麗史』卷七十七、百官志、文散階

文宗改官制、文散階凡二十九、從一品曰開府儀同三司(…)、從九品上曰文林郎、下曰將仕郎。

(23) 『龍飛御天歌』第十六章、注

同正、非實職而品秩同於正職者也。

(24) 『高麗史』卷十二、睿宗世家、三年二月

辛卯、御神鳳樓、肆赦(…)、兩京文武兩班、及南班正雜路、凡有職者、各加同正職。

(25) このほか恩蔭出身者の例ではあるが、熙宗朝の宰臣金鳳毛

は、門蔭を以て仕級に登り、明宗即位するに及んで内侍に屬し、隨龍の功を以て禮賓注簿同正の階官を超越せられ、明宗二年春、初任州縣官として大丘縣尉に任官している。この事例を通して、禮賓注簿同正という階官が、昇進經路におけるひとつの臨界点として、ある特別の意義を擔っていたことが推測できる(『韓國金石全文』四〇九、金鳳毛墓誌)。

(26) 『經國大典』史典、諸科

文科甲科第一人、授從六品、餘正七品、乙科正八品階、丙科正九品階(…)。

(27) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注、蔭敘

(仁宗)十二年六月判。致仕見任宰臣直子、軍器注簿同正、收養子及内外孫甥姪、良醞令同正。前代宰臣直子、良醞令同正、内外孫、令史同正。樞密院直子、良醞令同正、收養子及内外孫甥姪、良醞丞同正。左右僕射、六尙書以下文武正三品直子、良醞令同正、收養子及内外孫甥姪、主事

同正。從三品直子、良醞令同正、收養子及内外孫甥姪、令史同正。正從四品直子、良醞丞同正、正從五品直子、主事同正。

『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注、蔭敘

(仁宗)十三年閏二月判。前代宰臣直子、良醞丞同正、内孫、令史同正、外孫、史同正。

(28) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注、蔭敘

穆宗即位敎、文武五品以上子、授蔭職。

(29) 後揭註(31)(32)參照。

(30) 『高麗史』卷九十九、崔宗峻傳

舊制、國子監、以四季月六旬日、集衣冠子弟、試以論語孝經、中者報吏部、吏部更考世系、授初職。

(31) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注、蔭敘

譜以蔭出身者、皆限年十八以上。

(32) 『高麗史』卷一百一、王珪傳

王珪、字叔玠、初名承老、侍中、剛烈公冲之子(…)也。年七歲、爲東宮學友(…)、初授軍器注簿同正、門下省以幼駁之。毅宗曰、其父有佐命之功、豈可拘常例耶。

父王冲は毅宗即位年(珪年五)、門下侍郎、平章事を以て致仕、同三年十二月壬申(珪年八)、門下侍中、致仕に改められ、同十三年三月丁巳(珪年十八)に卒している(『高麗史』世家、及び王冲墓誌)。王珪が初授階官を與えられたのは、おそらくは父が門下侍中致仕に改められた段階でもあろうか。

(33) 『高麗史』卷十二、肅宗世家、八年九月

乙巳、以崔思諫、爲門下侍中。林幹、爲門下侍郎、平章事。李頴、爲中書侍郎、平章事。

『高麗史』卷十二、肅宗世家、九年春正月

東女眞酋長烏雅束、與別部夫乃老有隙、遣公兄之助、發兵攻之、騎兵來屯定州關外。癸未、王以門下侍郎、平章事林幹、判東北面行營兵馬事、御宣政殿、授鉄鉞、往備之。

『高麗史』卷十二、肅宗世家、九年二月

壬子、林幹與女眞戰于定州城外、敗績。有司劾奏幹(…)敗績之罪、皆罷之。

『高麗史』卷十二、睿宗世家、元年三月

戊午、以(…)林幹、守司空、致仕。

『高麗史』卷十三、睿宗世家、七年十二月

辛丑、以(…)林幹、爲門下侍郎、同平章事、致仕。

(34)

『韓國金石全文』三二八、林景軾墓誌

公諱景軾、字大虛、安東府管内甫州人(…)。考、檢校太師、守司徒、門下侍郎、平章事幹(…)。公以父蔭、初授將仕郎、軍器注簿同正、初任禮州通判、秩滿上闕、尋拜景靈殿判官。

底本は甫州を川州に誤っているが、ここでは地理志によって改めた。なお景軾は肅宗四年生、毅宗十五年没。従つてか、兄にあたる。

(35)

『韓國金石全文』三二九、林景和墓誌

檢校戸部尙書、儒林郎、試御史中丞、林公景和、字春卿、安東府甫州人也(…)。父幹、守司徒、門下侍郎同中書門下平章事、判兵部事、柱國、貞非公(…)。公年纔十一、

始以父蔭、加軍器注簿同正。丁未年春、通判京山府、政術著明、考績居一等、秩滿、加景靈殿判官。

底本は甫州を肅州に誤っているが、ここでは地理志によつて改めた。なお林景和は肅宗七年生、毅宗十二年没。従つてかれが弟にあたる。

(36) 『宣和奉使高麗圖經』卷二十一、阜隸、吏職

吏職之服、與庶官服色不具、但綠衣時有深淺、舊傳、高麗倣唐制衣碧、今詢之、非也、蓋其國民貧俗儉、一袍之費、動準白金一斤、每經澣濯再染、色深如碧、非是別一等服也、然省府補吏、不限流品、貴家之子弟、時亦爲之、今此青服、當是吏之世襲者耳。

(37) 『高麗史』卷九十七、康拯傳

康拯、西海永康縣人(…)。祖仁祐死國事、例補良醜史(同正?)、爲吏役十年、加軍器注簿同正、出爲寧仁鎮判官。なお西海とは安西大都護府の別號である。

(38) 『韓國金石全文』三一五、梁元俊墓誌

公諱元俊、字用章、姓梁氏、忠州人也(…)。以父之外高祖、三韓功臣、贈太尉崔英休門蔭、乾統八年戊子二月日、初受良醜署史同正、六月、受左右衛史。其胥吏、於尙舍局、工兵刑部、御史臺、中書門下、無不趨仕。丙申九月、以考績加軍器主簿同正、庚子十二月、例受光州監務。

底本は丙申を甲申に作っているが、これは文脈からいって甲午ないし丙申の誤り。ここではしばらく後者に従つておく。

(39) 時任宰臣の子弟にあつては、初任州縣官を経ずに直接京官

職に就いている者もまま見られるが、これらはあくまで特例と見ておくべきだろう。たとえば金義元は文宗三十六年(年十七)、金觀の榜下に國子監試に合格し、しかし結局禮部試には及第しないまま、父金良鑑の蔭をもつて將仕郎、軍器注簿同正の階官を得、宣宗五年(年二十三)には成佛都監判官

(權務)に任命されているが、當時かれの父金良鑑は、文宗三十五年以來、時任宰臣の職に就いていた。致仕の年月は今一つはつきりしないが、宣宗七年には門下侍郎を以て知貢擧を務めており、少なくともこの時點までは現職にあつたことが確認できる。

『韓國金石全文』二九四、金義元墓誌

『高麗史』卷九、文宗世家、三十五年春正月丁酉

『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(40) 周藤氏前掲書、第六章「高麗初期の地方制度」とくに宋の地方制度との關連において―

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、西京留守官

成宗十四年、置(…)司錄參軍事二人、掌書記一人、並七品以上。

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、東京留守官

成宗以慶州爲東京、置(…)司錄參軍一人、掌書記一人、並七品以上。

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、南京留守官

文宗以楊州爲南京、置(…)司錄參軍事、掌書記、各一人、並七品以上。

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、大都護府

文宗定官制(…)、司錄兼掌書記一人、七品以上。
『高麗史』卷七十七、百官志、外職、諸牧
員吏品秩、同大都護。

(42) 京都護牧司錄表

官

姓名

備考

典據

西京司錄 王可道 成宗十四年、擢魁科、補西京 麗史卷94
掌書記。

東京司錄 張允文 登第、補東都□記、課最、調 金石四二
式目錄事。

南京司錄 韓惟忠 肅宗九年(年二十五)、乙科 金石三七
第二人及第、初補南京留守官
掌書記、秩滿、召入內侍、不
數年、拜御書校勘。

安西司錄 金富軾 肅宗朝、登第、補安西大都護 麗史卷98
府司錄參軍事、考滿、直翰林
院。

安北司錄 李文錚 仁宗二十四年(年三十八)、 金石三九
登第、出補寧州安北大都護府
掌書記、入爲都兵馬錄事。

黃州司錄 尹知 睿宗十三年、得賢科第一人、 金石二八〇
初任黃州牧書記。

廣州司錄 朴得齡 舉進士第、補廣州牧司錄、兼 金石三〇
掌(書)記、秩滿、召入內侍。
仁宗朝、登第、調廣州掌書記。麗史卷99

忠州司錄 廉信若 文宗二十四年(年三十)、中 金石三三
任 懿

丙科、授秘書省校書郎、遷國
原公府典籤、三十六年(年四
十二)、以例出掌忠州牧書記、
宣宗即位、召爲神虎衛錄事參
軍兼直翰林(ただしこの事例
は初任ではない)。

清州司錄 田起 仁宗元年、東堂登第、乙科第 金石三〇
三人、五年、出爲清州牧司錄

全州司錄 鄭知源 仁宗三年(年三十六)、登丙 金石三八
第、七年(年四十)、出爲錦
城管記、政滿、入游內宦、初
拜祭器都監判官(なお、錦城
〔甄城〕とは全州の別號)。

吳孝元 擢衣春官、出補全州牧書記。 金石二六
羅州司錄 李仁實 睿宗元年(年二十六)、登丙 金石二六
科第、出補羅州書記、始爲通
義府錄事(通義侯僑、肅宗第
七子、羅州通義郡)。

晉州司錄 金峻 宣宗二年(年二十九)、擢魁 麗史卷97
科、補晉州司錄。
睿宗二年(年三十)、同進士 金石三二

王冲 及第、例加良醜丞同正、七年
(年三十五)、出爲晉陽司錄
兼掌書記、政滿、十三年(年
四十一)、拜齊安府錄事(齊

安公僭、肅宗第六子、黃州齊安郡。

崔祐甫 仁宗十二年(年三十)、登第、金石三三三

初調晉州牧司錄兼掌書記、秩滿、始授西材場判官。

尙州司錄 李周佐 穆宗朝、登第、調尙州牧記室 麗史卷94

參軍事。

韓 沖 中策、補尙州司錄。 麗史卷97

崔奇遇 中策、補尙州司錄。 麗史卷98

鄭克永 宣宗十一年(年二十八)、擢 麗史卷98

魁科(あるいは克恭に作るが、朝鮮音では互通)。

鄭 沆 肅宗七年(年二十三)、舉進 金石三三三

士、及第、肅宗臨軒覆試、擢置第二人、俄屬內侍、出爲尙州牧掌書記、秩滿、睿宗召復內侍、授直史館。

(43) なお、安邊、安南都護府については、官制上二等を下して判官兼掌書記が初任州縣官資序に当たっている。たとえば李仁榮は、仁宗八年(年二十六)、乙科及第後、なお安邊判官(倅)に補せられ、また李瑞林も登第後、安邊判官兼掌書記の任に調せられている。

『韓國金石全文』三三一、李仁榮墓誌

『韓國金石全文』四一五、李瑞林墓誌

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、中都護府

(44) 文宗定(…)、判官兼掌書記一人、六品以上。『高麗史』卷九十七、鄭沆傳

鄭沆、字子臨、東萊郡人(…)、肅宗時、中策、補尙州司錄、州人以年少易之、及臨事善斷、皆歎服、州人數司錄、二鄭一韓、謂沆及鄭克永、韓沖也、秩滿、直翰林院。

ただし墓誌には「秩滿、睿宗召復內侍、授直史館、移直翰林院」と見えている(『韓國金石全文』二五三、鄭沆墓誌)。

(45) 『高麗史』卷九十七、韓沖傳

韓沖、本端州人、中策、補尙州司錄。

『高麗史』卷九十八、鄭克永傳

鄭克永、字師古、樹州金浦縣人、明敏好學、擢魁科。『高麗史』卷七十三、選舉志、科目、選場

(宣宗)十一年三月、知中樞院事李預、知貢舉、禮部侍郎魏繼廷、同知貢舉、取進士、下詔賜乙科鄭克恭等二人(…)及第(克永、克恭は、朝鮮音では互通)。

(46) 『高麗史』卷七十七、百官志、外職、防禦鎮

文宗定(…)判官一人、七品。

『高麗史』卷七十七、百官志、外職、知州郡員吏品秩、同防禦鎮、後只置知事判官、或只置知事。

(47) 防禦州鎮(邊防)判官表

官	姓名	備考	典據
定州判官	胡晉卿	仁宗六年、擢第於春官、十年	金石三三三
		授定州防禦判官、兼勸農使、	
		二十三年、始食祿於京官。	

その他、闕攷

防禦州鎮（海防）判官表

官 姓名

備考

典據

長興判官 金 怡 忠烈朝、胥吏出職、出爲長興判官、秩滿、入爲內侍。 麗史卷103

鐵州判官 許 載 胥吏出職、出任鐵州防禦判官 金石三六四

京山判官 林景和 睿宗七年、以父蔭、加軍器注簿同正、仁宗五年、通判京山府、秩滿、加景靈殿判官。 金石三三九

金州判官 金臣璉 以先祖蔭職、便接朝聯、除金州判官、考績已還、越七年、眞拜迎送都監錄事。 破閑集

州判官、考績已還、越七年、眞拜迎送都監錄事。

崔陟卿 登策、毅宗朝、補京山府判官 麗史卷99

梁州判官 趙 通 赴梁州卒

禮州判官 林景軾 以父蔭、初授將仕郎、軍器主簿同正、初任禮州通判、秩滿拜景靈殿判官。

金石三三八

禮州判官 林景軾 以父蔭、初授將仕郎、軍器主簿同正、初任禮州通判、秩滿拜景靈殿判官。

南原判官 朱 悅 高宗朝、登策、出爲南原判官 麗史卷106

拜景靈殿判官。

古阜判官 張鴻羽 肅宗五年、擧進士、中丙科。十年、通判古阜郡。睿宗七年始授□簿都監判官。 金石三三六

その他、闕攷

諸州府郡判官表

官 姓名

備考

典據

平州判官 鄭復卿 睿宗殿試、遂得決耕、出佐平州、仁宗即位、除國學直學。

靈光判官 吳元卿 毅宗十四年（年三十三）、出倅靈光郡、二十三年（四十二）權點式目錄事。 金石三六一

春州判官 崔 証 □門□、調壽春通判、登策、爲寫經院判官（壽春とは春州の別號）。

靈巖判官 柳光植 明宗八年、蔭補良醞署合同正 麗史卷101

爲寫經院判官（壽春とは春州の別號）。

出倅靈巖、十四年、入爲南面都監判官。 金石四四四

仁州判官 朴挺蕤 睿宗朝、登策、初調慶源郡判官（慶源は後の仁州）。

寶城判官 咸有一 仁宗朝、胥吏出職、出爲寶城判官。 麗史卷99

陝州判官 元 沆 睿宗元年（年二十七）、擢進士第、後數年、調陝州通判、秩滿、權知直史館。

昇平判官 張 鑑 高宗朝、登策、初調昇平判官 麗史卷106

秩滿、權知直史館。

その他、闕攷

天安判官 孫 朴 登策、初調天安府判官、政最 麗史卷102

超拜供驛署丞、

(48) 前掲、註(46)にも見えているように、諸州府郡に關しては通常副使が空席となっていたようであるが、逆に使を空席と

し、實質上副使が長官となる場合もあるので注意しなければならぬ。たとえば李奎報は「桂陽自娛堂記」において、みづから「桂陽に守たり」と名乗り、人もまた、かれを太守（長官）と呼んでいるのだが、實際の官銜は、本傳による限り副使にしか過ぎないのである。

- (49) 『東文選』卷六十七、李奎報、桂陽自娛堂記
『高麗史』卷九十九、咸有一傳

咸有一、恆陽人（…）。召入内侍、勾當軍厨事（…）、後卒寶城。

- (50) 『韓國金石全文』三六六、咸有一墓誌

公諱有一、字享天、恆陽縣人也（…）。召入爲内侍、令勾當軍厨事（…）、至甲子年（仁宗二十二年）、出爲寶城郡判官。

- (51) 『高麗史』卷七十七、百官志、外職、大都護府

睿宗十一年、改大都護府牧判官、爲通判。

- (52) 『高麗史』卷七十七、百官志、外職、諸縣

文宗定（…）、尉一人、八品。

- (53) 諸縣尉（沿邊）表

官	姓名	備考	典據
龍岡縣尉	崔精	中賢科、出補龍岡縣尉、沿海	金石三三〇
		監船使。	
咸從縣尉	劉碩	中□、□□良醞丞、補咸從縣尉、調滿、赴闕□□内官。	金石三三三
翼嶺縣尉	咸脩	登丙第、例補翼嶺縣尉、入爲	金石四四〇

詹事府錄事（底本は翼嶺を翼

嶺に誤っているが、ここでは地理志によつて改めた。）

嶺に誤っているが、ここでは地理志によつて改めた。）

三陟縣尉 晉光仁 晉光仁 舉進士不第、差出爲三陟尉。 金石三三二

康克馨 以門蔭承仕、明宗四年（年十二）、起家爲三陟縣尉、移 金石四七〇

赴松林縣、秩滿、拜成佛都監判官。

その他、闕攷

諸縣尉（内地）表

官	姓名	備考	典據
臨陂縣尉	金閔甫	仁宗二十三年（年十四）、以門蔭、始受良醞丞同正、毅宗九年（年二十四）、出補臨陂縣尉、二十年（年三十五）、拜内弓箭庫判官。	金石三六〇
管城縣尉	李勝章	毅宗二十二年（年三十一）、登第、明宗二年（年三十五）出補管城縣尉。	金石三九〇
大丘縣尉	□東輔	累擧不第、改從（胥吏）之役、敢加軍（器注簿）、毅宗十六年、出卒大丘縣、入爲祭器都監判官。	金石三九六

仁宗二十三年（年十四）、以門蔭、始受良醞丞同正、毅宗九年（年二十四）、出補臨陂縣尉、二十年（年三十五）、拜内弓箭庫判官。

毅宗二十二年（年三十一）、登第、明宗二年（年三十五）出補管城縣尉。

累擧不第、改從（胥吏）之役、敢加軍（器注簿）、毅宗十六年、出卒大丘縣、入爲祭器都監判官。

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

宗二年、出補大丘尉。

その他、闕攷

金鳳毛

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

毅宗九年、以門蔭登仕級、明宗二年、出補大丘尉。

その他、闕攷

(54) たとえば劉邦儀は科擧及第後、毅宗二年、年五十二にしてようやく三和縣令に任官し、また閔英は武資をもつて長淵縣令に任官している。

『韓國金石全文』二七九、劉邦儀墓誌

『韓國金石全文』二九六、閔英墓誌

(55) 前掲註(19)参照。

(56) 『韓國金石全文』二九九、鄭復卿墓誌

公姓鄭、諱復卿、字世貴、草溪人(…)。長曰永圖、以祖蔭

加良醞令、時爲麗澤齋論、試殿中內給事吉景安之婿(…)。

一女適海陽縣尉、良醞令權安國。

(57) 『韓國金石全文』二五二、安穰崇墓誌

公諱穰崇、其先(…)洞州人也(…)。長曰居中、少中丙

第、今爲樹州判官、禮賓主簿。

(58) 『韓國金石全文』二七一、韓惟忠墓誌

姓韓、名惟忠、舊名柱、字安石、洪州管内大興郡人也

(…)。四女適知水州事判官、良醞令李鳳儀。

底本は洪州を清州に誤っているが、ここでは地理志によつて改めた。

(59) 周藤吉之氏は「判官には禮賓注簿(從七品)、良醞令(正

八品)、軍器注簿同正などがなっていた」と規定し、また「縣尉には良醞令(正八品)、良醞丞(正九品)がなっていた」と規定しているが、実際にはいずれも同正職であった可能性

が高い(周藤氏前掲書、二二八、二二九頁)。

(60) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注

(明宗)十一年正月。中書門下郎會議奏「舊制、文吏散官

外補者、皆有年限、非有功、不得超遷。今有一二年而超受

者、有三十餘年而不調者、政濫人怨。請限及第登科者、閑

五年、自胥吏爲員者、閑八年以上、許得施行、餘皆追廢

之」詔可。時政出權門、奔競賄賂、無復廉恥、自重房上

將、及宿衛之臣、有氣勢者、各舉一人、占官請調(希望ポ

ストを申告し、任命を願ひ出る意)、如不得、詣執政家、

張拳極口爭詰、執政畏縮許之、銓注猥濫、故有是議。然其

追廢者、亦行賂遺、故崔忠烈、韓文俊之徒、力排其議曰

「前朝文臣、各執己意、臧否人物、以至於敗、何復踵往轍

耶」即命吏、疾速施行。諸郎無復詰之。

(61) 『宣和奉使高麗圖經』卷十六、官府、倉廩

内外見任受祿官、三千餘員。散官同正、無祿給田者、又一

萬四千餘員。其田皆在外州、佃軍耕時、及時輸納、而均給

之。

(62) 『韓國金石全文』二六九、裴景誠墓誌

公諱裴景誠、其先俠溪人也(…)。長曰晉、尙衣直長同正、

曾任水州倅。

(63) 『韓國金石全文』三五九、李文鏗墓誌

公諱文鏗、字仁聲(…)。長曰沆、衛尉注簿同正、嘗爲蔚

珍縣尉、政績有聲。

(64) 『大唐六典』卷二、尙書吏部、郎中

凡京司、有常參官、

謂五品以上職事官、八品以上供奉官、員外郎、監察御

史、太常博士。

供奉官、

謂侍中、中書令、左右散騎常侍、黃門、中書侍郎、諫議大夫、給事中、中書舍人、起居郎、起居舍人、通事舍人、左右補闕、拾遺、御史大夫、御史中丞、侍御史、殿中侍御史。

(65) 『高麗史』卷一百二十一、宦者、鄭誠傳

鄭誠、仁宗時、爲內侍、西頭供奉官、以毅宗乳媪爲妻、毅宗卽位、賜甲第一區、授內殿殿班(…)、尋以誠權知閤門祇候、臺官以宦者參朝官無古制、爭之、不聽、臺官又不出、王召諭之曰、已收誠祇候制矣、臺官拜謝而退(…)。

(66) 『韓國金石全文』三九二、柳公權墓誌

公諱公權、字正平、姓柳氏、始寧人也(…)。乙未(明宗五年)、拜閤門祇候、自是以後、年除歲遷、歷拜殿中內給事、尙衣奉御、戶部員外郎、工兵兩部郎中(…)。

その他、殿中内給事より六局奉御を経て六部員外郎に至る昇進事例は、墓誌類に多く見えている。なお始寧とは豊州管内儒州の別號である。

(67) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注

(神宗)五年四月、式目都監使崔誥等奏「文班參外五六品、並令帶犀爲參秩」王曰「員數太多、豈可一時陞秩」乃增參秩六七人。

(68) 『高麗史』卷七十六、百官志、司憲府

神宗五年、御史二人、陞爲參秩。
『高麗史』卷七十六、百官志、通禮門
神宗五年、祇候文吏各三人、陞爲參秩。

(69) 『高麗史』卷七十六、百官志、通禮門

文宗定(…)、祇候四人、正七品、權知祇候六人。

『高麗史』卷七十六、百官志、司憲府

靖宗十一年、陞權知監察御史班、在閤門祇候上。

なお權知監察御史の定額については、史書に明文が見えていない。

(70) たとえば張鴻羽は、仁宗八年、金吾衛長史をもって權知閤門祇候に任命されているが、六衛長史は從六品の參外官にか過ぎない。その他、墓誌類には、七寺丞簿(從六七品)より權知御史、權知祇候に任命されたものも多く見えている。

『韓國金石全文』三〇六、張鴻羽墓誌

文宗定(…)、監察御史十人、從六品(文吏各五人)。

『高麗史』卷七十六、百官志、司憲府

(71) 『韓國金石全文』二七五、金誠墓誌

公諱誠、字德元、姓京兆金氏、其先道康郡人(…)。調典廢令、遷太府注簿、本朝用人、凡官至七品者、皆遣守知州、以故公亦出刺寶城郡、秩滿、爲將作注簿。

(72) 『韓國金石全文』二五一、張文緯墓誌

公諱文緯、姓張氏、洪州人也(…)。遷崇明府注簿、不久、授試閤門祇候、知樹州(…)、秩滿、遷試司宰丞、兼樞密院堂後官、又遷中書注書、天慶八年、拜權知監察御史(…)、是年、拜眞御史。

(73) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

(74) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

(75) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

(76) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

(77) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

(78) 『韓國金石全文』二八一、鄭知源墓誌

君諱知源、字南老、本江南晉陽人也(…)。累遷監(門)衛錄事、大官署令、越壬戌年、除試閤門祇候、知昇平郡事使(…)、卽拜中書注書、又遷權知監察御史、翌年除權、

仍拜左正言、知制誥(晉陽とは晉州の別號である)。

(75) 『韓國金石全文』二九九、鄭復卿墓誌

公姓鄭、諱復卿、字世貴、草溪人(…)。仁孝即位、除國學直學、累遷、以閤門祇候、出知昇平、入除禮賓注簿、兼堂後官、拜閤門祇候。

(76) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注

役官之制、未知始於何代、樞密院堂後官、門下錄事、權務入祿以上人、費白銀六七十斤、得拜參職、謂之役官、後因數貴、無一人請補、勸令衣冠子弟爲之、或辭職、或逃避、高宗四十三年、乃以五軍三官七品爲首者、受大倉粟供辦(…)。

恭讓王二年六月、都堂啓「門下錄事、注書、三司都事、密直堂後、內院令丞、膳官令丞、皆用私財、以供官費、名爲役官、有違設官之意、請自今其宣飯紙札、皆令官給」從之。

(77) 『高麗史』卷一百一、閔湜傳

神宗初、爲右散騎常侍。同舍、起居舍人張允文、謂諸郎曰、「門下錄事、及堂後官、趁日私辦直宿郎舍承宣供億、競事豐侈、從人假貸、及拜參補外、科斂於民、以償宿債、恬不爲愧、冒進者、或以參外補外、預聚斂、以爲他日計、

故吏皆貪汚、鮮有廉謹、若除直宿官供億、但供燃燈八關宴會、則糜費太滅、然後可責吏清節」宰臣郎舍、皆以爲可、獨湜與諫議李桂長、執不可、議遂寢。

(78) 『高麗史』卷七十五、選舉志、銓注

神宗三年二月、重房奏「門下錄事、中書注書、堂後官二員、並令周年拜參職」然唯注書與堂後之文官者、周年。

(79) 『高麗史』卷九十八、金纘傳

金纘、溟州人。少力學、登第。出知靈光郡、有善政。安撫使崔涓、以忠清自許、少許可人、特以纘爲最。秩滿、爲右補闕。

高麗では睿宗十一年の官制改革以來、宋制に倣つて左右拾遺補闕を左右司諫正言に改めている。

(80) 『高麗史』卷九十九、林民庇傳

林民庇、字德明、甫州人(…)。毅宗朝、擢第(…)。入爲太常府錄事、孤立無援、九歲、乃遷四門博士、轉閤門祇候、及倅晉州、有惠政。明宗召拜右正言。

(81) 『高麗史』卷一百六、朴恆傳

朴恆、字革之、初名東甫、春州吏(…)。高宗朝、登第(…)。倅忠州、政最、徵拜右正言。

(82) 『韓國金石全文』二七六、崔婁伯配廉瓊愛墓誌

against Tufan in western Sichuan. After the war with Tufan, the Jinnan military commissioner 劍南節度使 set about exploiting the Butoulu 步頭路, the route from the Kunming 昆明 basin to Jiaozhou 交州. However, unlike the previous century, the Tang government, because of the opposition of the indigenous minority groups, were not able to efficiently exercise the Jimizhouxian 羈縻州縣 system (a rather relaxed ruling system on commandaries and counties, usually appointing the local chiefs to head them). Powerful military control had to come into forth in occupying Yunnan. Such a policy was in conflict with the interest of the powerful families who were rising in the south of the Dali basin; they used the possible alliance with powerful Tufan as a decisive card in their negotiation with the Tang government.

**A BRIEF SURVEY OF THE BUREAUCRACY
DURING THE KORYŎ DYNASTY**
—with the Ordinary Transfer System to
the Provincial Post in Focus—

YAGI Takeshi

This essay examines the promotion system in the Koryŏ 高麗 bureaucracy. Through the analysis of the cemetery inscriptions 墓誌, which give us many materials about official careers, we can schematize the way they are promoted as follows.

First, they are qualified as the officials 官員 by virtue of the royal examination 科擧, hereditary status system 恩蔭 or the promotion from the clerks 胥吏. In each case, a court rank (tongjŏngchik 同正職) is conferred on them, but it has nothing to do with actual services.

The first position they gain is that of a vice-governor 倅 in the provinces. Serving out their terms, they are promoted to get a position as the officials 流內官 in Capital. And once again, after promoted to the seventh grade 七品 in court ranks, they are transferred to be a governor 守 in the provinces and serve out their terms. Only then are they raised

to the status of the ordinary attendant groups at royal court 常參官, and it means they have come into the main stage of the political activities.

This scheme above is somewhat too bold, it is true, but will surely offer some key notions to further studies in the bureaucracy during the Koryŏ dynasty.